

病児保育利用料の助成について

芽室町では、令和7年度から帯広や音更にある病児保育施設を利用された場合の登録料及び利用料の全額を助成しています。

対象者

芽室町の保育支給認定を受けた保育を必要とする児童（2号認定、3号認定）及び保育を受けた児童に準ずると確認できた場合で、疾病による急性期にあり、所属している保育施設に通所できない児童が対象です。

助成金額

登録料、利用料の全額（100円未満切り捨て）を助成します。

申請に必要なもの

病児保育施設の登録料や利用料の領収書と、助成金の振込先が確認できる保護者の預金通帳、印鑑を持参し、役場1階子育て支援課児童係で手続きしてください。

申請期限

利用日から3ヶ月以内に申請してください。

なお、年度会計のため毎年3月末日を期限としますので、年度末に利用された場合はお早めに申請願います。

十勝管内にある病児保育施設

○豊川小児科内科医院病児保育室「わっか」

住所：音更町木野西通8丁目1番地14 J A木野高齢者福祉施設「すずらん」1階

電話：0155-31-8010

○子育てハウスChipsまちなかAid店

住所：帯広市西4条南15丁目12

電話：0155-67-8422

○慶愛こどもの城保育園病児・病後児保育室「あづき」

住所：帯広市東9条3丁目2

電話：0155-22-4188

※保育時間や料金は施設で異なります。



助成に関する問い合わせ

芽室町子育て支援課児童係 電話：62-9733